（環境リスク評価室）

第八条　（略）

2　環境リスク評価室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　ダイオキシン類（ダイオキシン類対策特別措置法（平成十一年法律第百五号）第二条第一項に規定するダイオキシン類をいう。第十二条第二項第三号及び第十四条第四項第一号において同じ。）の耐容一日摂取量（同法第六条第一項に規定する耐容一日摂取量をいう。）に関すること。

二　環境保健部の所掌事務に係る発生機構が未解明な化学物質汚染（人の健康を損なうおそれ又は動植物の生息若しくは生育に支障を及ぼすおそれがある化学物質による環境の汚染であってその発生機構が一般的に明らかとなっていないものをいう。第十三条第二項第四号において同じ。）に関する調査、研究及び評価に関する事務（化学物質の審査及び製造、輸入、使用その他の取扱いの規制に係るものを除く。）のうち環境リスク（環境の保全上の支障を生じさせるおそれをいう。）の評価に関すること。

3　（略）

第二節　地球環境局

（低炭素社会推進室及び研究調査室並びに調査官）

第九条　（略）

2　低炭素社会推進室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　地球温暖化（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）第二条第一項に規定する地球温暖化をいう。次号において同じ。）の防止に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

二　（略）

三　我が国における温室効果ガス（大気を構成する気体であって、地表からの赤外線を吸収し、及びこれを放射する性質を有するものをいう。次条第二項第一号及び第六項第一号において同じ。）の排出量及び吸収量の算定及び公表に関すること。

3　（略）

（低炭素社会推進室に、室長を置く。

4　（略）

（地球温暖化対策事業室、市場メカニズム室及びフロン対策室並びに事業監理官）

第十条　地球温暖化対策課に、地球温暖化対策事業室、市場メカニズム室及びフロン対策室並びに事業監理官一人を置く。

2　地球温暖化対策事業室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　地球温暖化対策課の所掌事務に係る事業の実施に関すること（温室効果ガスの排出の抑制等のための施策及び活動の普及及び啓発に関するもの並びに市場メカニズム室及びフロン対策室の所掌に属するものを除く。）。

二　地球温暖化対策の推進に関する法律第二十五条に規定する排出抑制等指針に関すること。

3　地球温暖化対策事業室に、室長を置く。

4　（略）

5　市場メカニズム室に、室長を置く。

6　フロン対策室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　環境の保全の観点からの温室効果ガスの排出の抑制に関する基準等の策定及び規制その他これに類するもの（以下「規制等」という。）に関すること（ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六ふっ化硫黄及び三ふっ化窒素に係るものに限る。）。

二　（略）

（環境リスク評価室）

第十一条　（略）

2　環境リスク評価室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　ダイオキシン類（ダイオキシン類対策特別措置法（平成十一年法律第百五号）第二条第一項に規定するダイオキシン類をいう。第十七条第二項第三号及び第十九条第三項第一号において同じ。）の耐容一日摂取量（同法第六条第一項に規定する耐容一日摂取量をいう。）に関すること。

二　環境保健部の所掌事務に係る発生機構が未解明な化学物質汚染（人の健康を損なうおそれ又は動植物の生息若しくは生育に支障を及ぼすおそれがある化学物質による環境の汚染であってその発生機構が一般的に明らかとなっていないものをいう。第十八条第二項第四号において同じ。）に関する調査、研究及び評価に関する事務（化学物質の審査及び製造、輸入、使用その他の取扱いの規制に係るものを除く。）のうち環境リスク（環境の保全上の支障を生じさせるおそれをいう。）の評価に関すること。

3　（略）

第三節　地球環境局

（低炭素社会推進室及び研究調査室並びに調査官）

第十二条　（略）

2　低炭素社会推進室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　地球温暖化（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）第二条第一項に規定する地球温暖化をいう。次号及び第十五条第二項において同じ。）の防止に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

二　（略）

三　我が国における温室効果ガス（大気を構成する気体であって、地表からの赤外線を吸収し、及びこれを放射する性質を有するものをいう。次条第四項第一号において同じ。）の排出量及び吸収量の算定及び公表に関すること。

（新設）

3　（略）

（低炭素社会推進室及び研究調査室に、室長を置く。

4　（略）

5　（市場メカニズム室及びフロン対策室並びに調整官及び事業監理官）

第十三条　地球温暖化対策課に、市場メカニズム室及びフロン対策室並びに調整官及び事業監理官それぞれ一人を置く。

（新設）

2　（新規）

3　（略）

4　（新規）

5　フロン対策室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　環境の保全の観点からの温室効果ガスの排出の抑制に関する基準等の策定及び規制等に関すること（ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六ふっ化硫黄及び三ふっ化窒素に係るものに限る。）。

二　（略）